

## 児童虐待防止アクションプランに関連する事業の取組状況

### 1 児童虐待防止アクションプランの概要（資料 No. 2 - 2 参照）

#### (1) 策定経緯

児童虐待防止アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、児童虐待を防止するため本県独自の取組として平成 17 年 9 月に策定しました。

第 4 期アクションプランは、児童虐待防止のための普及啓発の充実や、市町村の相談体制と対応の充実、沿岸被災地における N P O 等と連携した見守り活動の推進等の改定を盛り込み、平成 28 年度から平成 32（令和 2）年度までを計画期間として、平成 28 年 3 月に策定しました。令和 3 年度からは、令和 7 年度までを計画期間とした第 5 期アクションプランに移行しています。

#### (2) 計画の目的及び位置づけ

アクションプランは、県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を目的に、関係機関等が担うべき役割と具体的な取組を明らかにし、実践するための行動計画として策定したものです。

#### (3) 進行管理

毎年度、県（子ども子育て支援室）が事業の実施状況や成果指標の達成度等の進行管理を行い、毎年度、岩手県要保護児童対策地域協議会に報告し、評価・助言等を得て、事業の見直しや強化に反映することとしています。

### 2 第 5 期アクションプランの取組状況

第 4 期アクションプランまでは、各取組事項に取組んだかどうかを集約した「取組率」で進捗管理をしてきましたが、第 5 期からは構成機関の具体的な取組実績を指標とし、取組項目ごと合計値をまとめる形に改めました。（資料 No. 2 - 4、2 - 5 参照）

令和 3 年度については、令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、規模縮小や実施が見送られる事業がありましたが、オンラインの活用による研修開催等、新たな生活様式に対応した取組が進められました。